科　目　名	専門特殊講義Ⅰ(実践特許法)
	事例で学ぶ特許制度
教　員　名	杉山 務

【授業の内容】

成功している企業には、共通する何かがあります。

企業の顔としてお馴染みのブランドがあり、これを支えている技術があり、技術に関する権利が保護されることにより企業の持続と発展が実現できることを学びます。

授業では、身の回りにある製品や既に過去の物となったが企業を発展させた製品について、特許権がどのように活用されたかを見ることにより、そこから将来必要となる権利のあり方、又は必要となる製品の開発方向を学びます。

技術や法律を学ぶのではなく、製品が備える権利についての活用を学ぶ授業です。

【到達目標】

特許権が活用されている事例を理解し、各事例の重要な面を説明できるようになり、合わせて知的財産の重要性と有効性を、事例をあげながら説明できるようになります。

【授業計画】

第１回　　オリエンテーション：授業の進め方、準備、シラバス説明

なぜ、特許制度が必要かを、ガリレオと特許制度の関係について学ぶことから理解を始めます。

特許制度があることと、ないことの利害得失について考えます。

第２回　　日本の特許制度の黎明期における発明について理解を深めます。

福沢諭吉、高橋是清の活躍と、日本の１０大発明家について理解し、日本の発展の原点を考察します。

第３回　　特許を軽んじたことによる失敗例から学べることは何かを考えます。

テレビの父と言われる高柳健次郎と特許との関係についても学びます。

第４回　　カップヌードルやゼロックスを例に、権利を活用した事例を学びます。

第５回　　権利があれば紛争が起こります。

小さな会社のポラロイドが世界の巨人と言われたイーストマンコダックと争った事例から権利の重要性を学びます。

第６回　　ソフトウエアが特許になる。ビジネスモデルが特許になる、という一大ブームの時期がありました。

ソフトウエアが特許になることは、ブームではなく当然のことですが、ビジネスが特許となるには、いくつかの条件が必要となります。

事例をとおして、何が特許になり、どのような権利となるのかを学びます。

第７回　　最新の話題に上がる特許について学びます。

光触媒や、医薬品特許に関する今後の動向について学び、あり方を検討します。

2010年問題の医薬品、そしてＨＶ2016年問題も話題に上がりそうです。

第８回　　身近の特許の紛争に学ぶ。

切り餅やプリンターインキ、テプラなどの身近な製品に起こった紛争について学びます。

第９回　　権利の値段はいくらほどでしょうか。

権利侵害の場合や、職務発明の場合など、裁判所の判断から権利の重要性とその影響力について学びます。

第10回　　栃木県にも多くの企業があり、特許権を有効に活用している企業は多くあります。

地元企業に見る特許活用を学ぶとともに、受講者も地元企業の特許についてインターネット又は図書館等での調査を行います。

レオン自動機株式会社や株式会社カナメについての事例を検討します。

第11回　　今回から１４回まで、受講生が、特許製品について企業の特許戦略を調査して資料を作成し、発表します。

インターネットや、図書館をフル活用して調査し、新しい発見に努めます。

第12回　　企業の特許権の状況は、ＩＰＤＬ（特許電子図書館）を利用して調査します。

したがって、授業はコンピュータを利用することとなります。

第13回　　前回に続き、授業はコンピュータを利用します。

ＩＰＤＬ（特許電子図書館）を利用した調査を行います。また、出来上がった内容を発表して他者の意見を聴取します。

第14回　　各自調査内容についてプレゼンテーションを行い、教訓となる学びを紹介します。

第15回　　全体纏めと最新知財情報の紹介

※　最新の知財関連ニュースも適宜取上げる予定です。

【授業の進め方】

事例を紹介した後、事業者であれば何を教訓とすべきかについて、意見交換をします。

【教科書(必ず購入すべきもの)】

スライド使用が中心となり、教科書は指定せず、必要に応じレジュメ又は複写物を利用します。

【参考図書】

(a) Ｗｅｂ：平成24年度知的財産権制度説明会(初心者向け)テキスト2012.619
　　特許庁⇒特許⇒知的財産制度の概要
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/seido/s_gaiyou/chizai02.htm
※　　特許庁のホームページには知的財産に関する、初心者から専門家まで十分に利用できる価値ある情報が沢山あります。是非活用してください。
(b)「企業実務家のための実践特許法　第５版）外川英明著(2011/9)　中央経済社 ￥3,150

【成績評価の方法】
①具体的な評価方法
　評価基準の割合は、進捗状況や理解度等の状況により変更の可能性があります。
　・平常点（授業での発表等貢献、報告書提出）
　・定期試験に代わる報告書
②評価方法の比率
　・平常点３０％（授業での発表等貢献（10%）、報告書提出（20%））
　・報告書７０％

【「成績評価の方法」に関する注意点】
　報告書は、自分で選択した製品に関する企業の特許について調査し、その活用を報告書としてまとめ提出します。その際、必ず所感を書くようにしてください。

【履修上の心得】
　他社の成功に学び、失敗に学ぶこととは、どういうことかを常に考えながらの受講が求められます。

【科目のレベル、前提科目など】
　本講座自体では前提とする科目はありません。
　知的財産の世界は変化が激しいことから、新しいことへの知識欲や未知への知的好奇心があれば面白い科目であり、授業の理解を助ける有用な手段となります。

【備　　考】
　本講座受講により、知的財産に興味が持てましたら、法律の面から知的財産を学ぶことを推奨します。
　更に、特許以外の商標法や意匠法、更には著作権法、不正競争防止法などの知財関連科目を履修することにより、知的財産全体の概要を把握できることとなりますから、更に引き続いて学修されることを勧めます。